

# 開発許可等の申請に必要な図書一覧

## 都市計画法第29条の開発行為許可、第35条の2の変更許可申請（正副各1部）

図書の名	明示すべき事項	縮尺（様式）	備考	新規許可申請			根拠法令
				自己居住用	自己業務用	自己用以外	
開発行為許可申請書		規則（別記様式第二）		○	○	○	・規則第16条第1項
開発行為変更許可申請書		市細則（様式第6号）	変更箇所一覧表を添付のこと。	-	-	-	・市細則第3条
設計説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の方針</li> <li>・開発区域（開発区域を工区に分けた場合は、開発区域及び工区）内の土地の状況</li> <li>・土地利用計画</li> <li>・公共施設の整備計画（公共施設の管理者となるべき者及び公共用地の帰属に関する事項を含む。）</li> </ul>	市細則（様式第3号）		×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第16条第2項、第3項</li> <li>・市細則第2条第2項</li> </ul>
開発区域位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の位置</li> <li>・主要道路、主要交通機関の名称及びそれからの経路</li> <li>・排水先の河川への系路</li> <li>・学校、その他目標となる地物及び方位</li> </ul>	1/50,000以上	地形図であること。正本のみに添付。	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第17条第1項第1号</li> <li>・同条第2項</li> </ul>
開発区域区域図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・地形</li> <li>・開発区域の区域（境界赤枠）</li> <li>・行政区域界、町又は字界、都市計画区域界</li> <li>・土地の地番及び形状</li> </ul>	1/2,500（1/3,000）以上	正本のみに添付。	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第17条第1項第2号</li> <li>・同条第3項</li> </ul>
現況図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・開発区域の境界（赤枠）</li> <li>・標高差を示す等高線</li> <li>・植生区分</li> <li>・建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状</li> <li>・開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、道路、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公益施設の位置及び形状</li> <li>・令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木集団の位置</li> <li>・令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置</li> <li>・道路種別（建築基準法第42条1項1号等）、道路幅員</li> </ul>	1/2,500（1/3,000）以上	<p>1 等高線は、2mの標高差を示すものであること。</p> <p>2 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあては、規模が1ha以上の開発行為について記載すること。正本のみに添付。</p>	○	○	○	・規則第16条第2項、第4項
土地の公図（字絵図）の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の境界（赤枠）</li> <li>・土地の地番及び形状</li> <li>・開発区域の隣接地までの範囲</li> </ul>		法務局保管の公図申請日より3ヶ月以内のものを正本のみに添付。	○	○	○	・市細則第2条第1項第1号
実測図に基づく公共施設の新旧対照図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位及び開発区域の境界</li> <li>・既存、新設の公共施設の位置及び対照番号</li> <li>・色別は次のとおり（新設）（既存）（廃止）</li> </ul> <p>道路 茶 赤 黄 水路 緑 青 空</p>	1/500以上	既存公共施設がある場合に限る。正本のみに添付。	×	○	○	・市細則第2条第2項

図書の名	明示すべき事項	縮尺（様式）	備考	新規許可申請			根拠法令
				自己居住用	自己業務用	自己用以外	
土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、開発区域の境界及び工区界</li> <li>・公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへの位置</li> <li>・開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員、種別(建築基準法第42条1項1号等)</li> <li>・排水施設の位置、形状及び水の流れの方向</li> <li>・都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称</li> <li>・消防水利の位置及び形状(位置図に記載も可)</li> <li>・遊水池(調整池)の位置及び形状(多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分)</li> <li>・河川その他の公共施設の位置及び形状</li> <li>・予定建築物の敷地の形状及び面積</li> <li>・敷地に係る予定建築物の用途</li> <li>・公益的施設の位置、形状、名称及び面積</li> <li>・樹木又は樹木の集団の位置</li> <li>・緩衝帯の位置、形状及び幅員</li> <li>・のり面(がけを含む)の位置及び形状</li> <li>・擁壁の位置及び種類</li> </ul>	1/1,000 以上	土地利用計画別に色塗りをすること。	○	○	○	・規則第16条第2項、第4項
造成計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、開発区域の境界及び工区界</li> <li>・切土又は盛土をする土地の部分(色別は切土=茶色、盛土=緑色)</li> <li>・擁壁の位置、種類及び高さ</li> <li>・のり面(がけを含む)の位置及び形状</li> <li>・道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高</li> <li>・遊水池(調整池)の位置及び形状</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状及び計画高</li> </ul>	1/1,000 以上	<p>1 小規模開発の場合は、土地利用計画図と合わせ図示してもよい。</p> <p>2 切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。</p>	○	○	○	・規則第16条第2項、第4項
造成計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の境界</li> <li>・切土又は盛土をする前後の地盤面(色別は切土=茶色、盛土=緑色)</li> <li>・擁壁、がけの位置</li> <li>・計画地盤高</li> </ul>	1/1,000 以上	高低差の著しい箇所について作成すること。	○	○	○	・規則第16条第2項、第4項

図書の名	明示すべき事項	縮尺（様式）	備考	新規許可申請			根拠法令
				自己居住用	自己業務用	自己用以外	
排水施設計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の境界</li> <li>・遊水池（調整池）の位置及び形状</li> <li>・都市計画施設に定められた排水施設の位置、形状及び名称</li> <li>・道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類</li> <li>・配水管の勾配及び管径</li> <li>・人孔の位置及び人孔間距離</li> <li>・水の流れの方向</li> <li>・吐口の位置</li> <li>・放流先河川又は水路の名称、位置及び形状</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状及び計画高</li> <li>・道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高</li> <li>・のり面（がけを含む）又は擁壁の位置及び形状</li> </ul>	1/500 以上		○	○	○	・規則第16条第2項、第4項
給水施設計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の境界</li> <li>・給水施設の位置、形状、内のり寸法</li> <li>・取水方法</li> <li>・消火栓の位置</li> </ul>	1/500 以上	小規模開発の場合は、排水施設計画平面図に合わせてもよい。	×	○	○	・規則第16条第2項、第4項
がけの断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地質の厚さ）</li> <li>・切土又は盛土をする前の地盤面</li> <li>・小段の位置及び幅</li> <li>・石張、芝張、モルタルの吹付等のがけ面の保護の方法</li> </ul>	1/50 以上	切土の土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけ、盛土の土地の部分に生ずる高さが1mを超えるがけ、又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること。	○	○	○	・規則第16条第2項、第4項
擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の寸法及び勾配</li> <li>・擁壁の材料の種類及び寸法</li> <li>・裏込めコンクリートの寸法</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> <li>・擁壁を設置する前後の地盤面</li> <li>・基礎地盤の土質</li> <li>・基礎ぐいの位置、材料及び寸法</li> </ul>	1/50 以上	原則として、構造計算書を添付する。（高さが1m以上の擁壁。ただし、練積造は除く。）				・規則第16条第2項、第4項
公共施設の管理者の同意書	（法第32条に規定する同意を得たことを証する書面）	参考様式4・5	写しの添付でよい。	○	○	○	・法第30条第2項
公共施設の管理者等との協議書	（法第32条に規定する協議の経過を示す書面）	参考様式6～9	副本は写しの添付でよい。	×	○	○	・法第30条第2項
開発行為施行に関する同意状況調査書		市細則（様式第4号）		○	○	○	・市細則第2条第3項

図書の名

図書の名	明示すべき事項	縮尺（様式）	備考	新規許可申請			根拠法令
				自己居住用	自己業務用	自己用以外	
開発行為施行同意書	(法第33条第1項第14号に規定する施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得たことを証する書面)		原則として使用印は実印とし印鑑証明書(同意時のもの)を添付すること。 正本のみに添付。	○	○	○	・規則第17条第1項第3号
開発区域内の土地の登記簿謄本(全部事項証明書)			申請時より3ヶ月以内のものを添付。 副本は写しでよい。	○	○	○	・市細則第2条第1項1号
資金計画書	収支計画、年度別資金計画 添付資料—融資証明書、預金残高証明書等の裏付け資料	規則(別記様式第三)	自己の業務用は、開発区域の面積が1ha以上の場合に添付すること。 正本のみに添付。	×	○	○	・規則第15条第4号 ・同第16条第5項
申請者の資力及び信用に関する申告書	添付書類 ・法人の登記簿謄本(個人の場合は住民票抄本) ・納税証明書 法人の場合(国税・・・法人税、都道府県税・・・事業税、市町村税・・・固定資産税) 個人の場合(国税・・・所得税、都道府県税・・・事業税、市町村税・・・固定資産税) ・宅地建物取引業の免許証の写し(分譲の場合)	市細則(様式第1号)	自己の業務用は、開発区域の面積が1ha以上の場合に添付すること。 正本のみに添付。	×	○	○	・市細則第2条第1項第2号
工事施行者の能力に関する申告書	添付書類 ・法人の登記簿謄本(個人の場合は住民票抄本) ・納税証明書(申請者の資力及び信用に関する申告書の添付書類と同じ) ・建設業の許可証明書	市細則(様式第2号)	1 工事施行者とは、開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施工する者をいう。 2 自己の業務用は、開発区域の面積が1ha以上の場合に添付すること。 正本のみに添付。	×	○	○	・市細則第2条第1項3号
工事設計者の資格に関する調査書	添付書類 ・卒業証明書 ・経歴証明書	市細則(様式第5号)	開発区域の面積が1ha以上の場合に添付すること。 正本のみに添付。	○	○	○	・法第31条 ・規則第17条第1項第4号 ・規則第19条 ・市細則第2条第4項
開発登録簿		市細則(様式第13号)	綴じ込まないこと 正本のみに添付。	○	○	○	・市細則第12条第1項
その他市長が必要と認める図書	従前の許可書の写し		正本のみに添付。	-	-	-	・市細則第2条第1項第4号
	道路縦断面図	・測点、勾配、計画高、地盤高、単距離、追加距離、縦断曲線、平面曲線	1/500以上	×	○	○	・同上
	道路横断面図	・舗装の構成及び詳細 ・雨水樋及び取付管の形状 ・道路側溝の位置、形状及び寸法 ・埋設管の位置 ・道路幅員 ・横断勾配	1/50以上	×	○	○	・同上

図書の名	明示すべき事項	縮尺（様式）	備考	新規許可申請			根拠法令	
				自己居住用	自己業務用	自己用以外		
その他市長が必要と認める図書	排水施設縦断図	・マンホール記号、マンホールの種類、位置及び深さ、排水渠勾配、マンホール間距離、管径、土被り、計画地盤高、地盤高、管底高	1/500 以上	20ha 以上は、別に終末処理施設の図書を添付すること。	○	○	○	
	排水施設構造図	・構造詳細図（開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水樹、吐口、泥溜）	1/50 以上		○	○	○	・同上
	防災工事計画平面図	・方位、等高線、計画道路の位置、段切位置 ・ヘドロ除去の位置及び深さ ・防災施設の位置、形状、寸法及び名称 ・土砂流出防止（流土止め）計画 ・工事中の雨水排水経路 ・防災措置の時期及び期間	1/1,000 以上		○	○	○	・同上
	防災施設構造図		1/100 以上		○	○	○	・同上
	流量計算書			正本のみに添付。	○	○	○	・同上
	防火水槽構造図		1/50 以上		○	○	○	・同上
	委任状			申請の委任をした場合に限る。	○	○	○	・同上
	開発行為施行同意書	(例) 排水管を隣地に埋設する場合、造成後さらに隣地に及ぼす影響があると認められるときの隣地土地所有者の同意				○	○	○

注意 1 公共施設に関する同意書、協議書等該当するものがない場合は、添付不要

2 設計図・計算書には、作成者が記名、押印すること。（規則第16条第6項）